

令和 8 年第 2 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	P 5
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 6
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P 6
4	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度さくら市一般会計補正予算（第10号））	P 6
5	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度さくら市一般会計補正予算（第1号））	P 7
6	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について	P 8
7	さくら市行政手続条例の一部改正について	P 8
8	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 8
9	さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	P 9
10	さくら市税条例の一部改正について	P 9
11	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 9
12	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P10
13	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	P10
14	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P11
15	さくら市企業誘致条例の一部改正について	P11
16	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	P12
17	令和8年度さくら市一般会計補正予算(第2号)	P12

番号	項 目 名	ページ
18	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	P13
19	さくら市農業委員会委員の任命同意について	P13
20	令和7年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P14
21	令和7年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P14
22	令和7年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P15
23	令和7年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P15
24	さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	P16
25	専決処分事項の報告について（南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）請負契約の変更）	P16
26	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P16
27	人権擁護委員候補者の推薦について	P17
28	議案説明資料 参照法令等	P18
29	さくら市税条例の一部を改正する条例案（専決分）新旧対照条文	P22
30	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案（専決分）新旧対照条文	P50
31	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P54
32	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P68
33	さくら市行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P69
34	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P71
35	さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P72
36	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P74
37	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P84

番号	項 目 名	ページ
38	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P86
39	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P107
40	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P111
41	さくら市企業誘致条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P113
42	さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P120

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 5 件、条例 11 件、予算 1 件、任命同意 20 件及びその他の報告等 8 件であります。

議案第 1 号から議案第 5 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税、固定資産税、軽自動車税の各税目において、税負担の調整や制度の合理化を図るなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 2 号の専決処分は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、バリアフリー改修に係る減額特例の対象範囲を拡大するなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 3 号の専決処分は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険事業の健全で適正な運営を図るため、保険税の課税限度額を引き上げるなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 4 号の専決処分は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、年度末に地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等が確定したこと等により、既定予算額に 2 億 4,069 万 3 千円を追加し、予算の総額を 257 億 6,816 万 9 千円といたしました。

歳入の主なものは、5 款株式等譲渡所得割交付金で、株式等譲渡所得割交付金 4,528 万 3 千円、7 款地方消費税交付金で、社会保障財源交付金 1 億 1,031 万 1 千円、18 款寄附金で、プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金 400 万円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 1 億 81 万 8 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 1 億 7,953 万 2 千円、基金積立事業費 1 億 5,000 万円を追加、9 款教育費で、プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業費 1 億 5,805 万 5 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第 5 号の専決処分は、令和 8 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 330 万円を追加し、予算の総額を 235 億 330 万円といたしました。

歳入では、21 款諸収入で、建物総合損害共済災害共済金 330 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、8 款消防費で、消防施設管理事業費 330 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 6 号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市行政手続条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続法の改正に伴い、不利益処分の手続きを行う際に公示が必要となった場合、インターネットによる公表を可能とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、印鑑登録証明書交付の電子申請において、個人番号カードとして機能する特定在留カード等の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、近年の人事院勧告に伴うさくら市職員の給与に関する条例の改正に準じて、地域手当等の諸手当の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の所得控除の見直しや固定資産税の免税点の引き上げをするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置について規定するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、理学療法士等を保育士とみなす規定の追加、3 歳児クラスの職員配置基準に係る経過措置の終期の設定など、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の成立により、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、さくら市企業誘致条例の一部改正についてであります。

本案は、工場等立地奨励金の交付年数、交付限度額、ホテル等立地奨励金の交付年数、賃借型工場等設置奨励金の交付年数等について、所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、さくら市水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、水道事業経営の健全化を図るため、水道料金の改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、令和 8 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 9,408 万 7 千円を追加し、予算の総額を 235 億 9,738 万 7 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）9,408 万 7 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費 1,374 万 7 千円、児童館等管理運営事業費 285 万 7 千円、4 款衛生費で、医療機関物価高騰対策支援金交付事業費 2,380 万円、5 款農林水産業費で、農業用資材等高騰対策事業費 4,270 万円、9 款教育費で、教育振興補助事業費 1,098 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 18 号は、さくら市教育委員会教育長の任命同意についてであります。

本案は、現教育長の はしもと けいじ 橋本 啓二 氏の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 19 号から議案第 37 号までは、さくら市農業委員会委員の任命同意についてであります。

このたび現委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることから、さくら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例で定めのある定数に当たる 19 名をさくら市農業委員会の委員に任命するものです。

議案第 19 号は、あきもとひでのり 秋元秀則氏、議案第 20 号は、いしつかよしお 石塚良男氏、議案第 21 号は、かくたみつなり 角田充也氏、議案第 22 号は、かねこじゅんいち 金子順一氏、議案第 23 号は、かみやまともこ 神山智子氏、議案第 24 号は、かるべとしのり 軽部俊典氏、議案第 25 号は、けんもくてつあき 見目哲昭氏、議案第 26 号は、こすげかずひこ 小菅和彦氏、

議案第 27 号は、^{こむろむねのり}小室宗徳氏、議案第 28 号は、^{しばやまよしなり}柴山能成氏、議案第 29 号は、^{すずきようこ}鈴木羊子氏、議案第 30 号は、^{たかぎ}高木^こるみ子氏、議案第 31 号は、^{たさきつぎお}田崎次男氏、議案第 32 号は、^{てつかえいち}手塚栄一氏、議案第 33 号は、^{ひるたひろゆき}蛭田博之氏、議案第 34 号は、^{ふるさわたかのり}古澤孝典氏、議案第 35 号は、^{むらかみかずのり}村上一典氏、議案第 36 号は、^{よしざわよしのり}吉澤佳哲氏、議案第 37 号は、^{わきふみお}和氣文夫氏、以上 19 名をさくら市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号は、令和 7 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、介護施設整備事業ほか 18 件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 7 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、農道等整備補修事業ほか 2 件の事故繰越し繰越計算書を報告するものがあります。

報告第 3 号は、令和 7 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度専用回線廃止に伴うテレメーター更新工事ほか 4 件の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第 1 期計画汚泥処理施設等建設工事委託協定ほか 5 件の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 5 号は、さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてであります。

さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 6 号は、工事請負契約の変更に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 7 号は、損害賠償の額の決定に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の^{おおやま}大山 ^{じゅん こ}純子氏が令和 8 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により
議会の権限に属する事項

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合に
おいてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議
会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議事を招集する時間的余裕が
ないことが明らかであると認めるとき、又は議会在りにおいて議決すべき事件を議
決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分する
ことができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議にお
いてこれを議会在り報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により
特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にする
ことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議
会在り報告しなければならない。

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内
にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところによ
り、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰
越明許費という。

(予算の執行及び事故繰越し)

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～5 略

◎ 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（抄）

（委員の任命）

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者の中から、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（予算の繰越）

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ **新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）**

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～5 略

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

◎ **人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）**

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

○ **地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）**

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する
手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰
越しについてこれを準用する。

**□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4
月 8 日議決）**

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項
の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決に
より指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害 賠償の額の決定及び 和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨 時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

**□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9
月 9 日議決）**

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項
の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決に
より指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締 結した工事又は製造 の請負契約につい て、契約金額の 5 パ ーセント以内に相当 する金額(2,000 万円 以下のものに限る。) に係る契約の変更に 関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定 例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

改 正 案	現 行
<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び</u> <u>第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課す</u></p>	<p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>_____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に_____課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定</u></p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p>	<p>する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>
<p>—</p>	<p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のため</u> <u>その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）</u> <u>には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>—</p>	<p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>—</p>	<p><u>（環境性能割の課税標準）</u> 第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>
<p>—</p>	<p><u>（環境性能割の税率）</u> 第81条の4 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> (1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において</u></p>

改 正 案	現 行
_____	準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u>
_____	(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u>
_____	(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの <u>100分の3</u>
_____	<u>（環境性能割の徴収の方法）</u>
_____	第81条の5 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>
_____	<u>（環境性能割の申告納付）</u>
_____	第81条の6 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u>
_____	2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u>
_____	<u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u>
_____	第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u>
_____	2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u>
_____	3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u>
_____	<u>（環境性能割の減免）</u>
_____	第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上</u>

改 正 案	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等</u> <u>(3輪以上のものに限る。)</u>のうち必要と認めるもの <u>に対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための</u> <u>手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各 号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(種別割____の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>種別割____</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各 号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとす る。</p>	<p>(種別割____の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割____</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割____</u>の納期は、5月1日から同月31日までとす る。</p>
<p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収 する。</p>	<p>(種別割____の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割____</u>は、普通徴収の方法によって徴収 する。</p>
<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の 所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車 等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者 等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小 型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 <u>33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び 小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行 規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所 を証明すべき書類を市長に提出しなければならない い。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項につい て変更があった場合においては、その事由が生じた 日から15日以内に、当該変更があった事項について 軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者に あつては施行規則第33号の4様式____による申告書並</p>	<p>(種別割____に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割____</u>の納税義務者である軽自動車等の 所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車 等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者 等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小 型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 <u>33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び 小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行 規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所 を証明すべき書類を市長に提出しなければならない い。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項につい て変更があった場合においては、その事由が生じた 日から15日以内に、当該変更があった事項について 軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者に あつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並</p>

改 正 案	現 行
<p>びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料）</p> <p>第88条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>軽自動車税</u>の減免）</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（<u>身体障害者等に対する軽自動車税</u>の減免）</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料）</p> <p>第88条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>種別割</u>の減免）</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（<u>身体障害者等に対する種別割</u>の減免）</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 前項第1号及び第2号の規定による<u>軽自動車税</u>の減免は、身体障害者等1人につき1台に限り行うものとし、</p> <p>に係る自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。</p>	<p>2 前項第1号及び第2号の規定による<u>種別割</u>の減免は、身体障害者等1人につき1台に限り行うものとし、栃木県において道路運送車両法第3条に規定する軽自動車等以外の自動車に係る自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。</p>
<p>3 第1項第1号及び第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>3 第1項第1号及び第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 第1項第3号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対し</p>	<p>5 第1項第3号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対し</p>

改 正 案	現 行
<p>て、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>て、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>
<p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>	<p>6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>
<p>第91条 略</p>	<p>第91条 略</p>
<p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>	<p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p>
<p>3～6 略</p>	<p>3～6 略</p>
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>8・9 略</p>	<p>8・9 略</p>

改 正 案	現 行
<p>_____、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項</u> _____及び<u>附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額と</p>	<p>規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>及び<u>附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額と</p>

改 正 案	現 行
<p>することができる。</p>	<p>することができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>	<p>3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>
<p>4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の</p>	<p>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の</p>

改 正 案	現 行
<p>6とする。</p> <p>15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>6とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p>	<p>21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p>
<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p>	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した</p>	<p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した</p>

改 正 案	現 行
<p>日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>11 略</p>	<p>11 略</p>
<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>13・14 略</p>	<p>13・14 略</p>
<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に</p>	<p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に</p>

改 正 案	現 行
<p>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>_____旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは</p>

改 正 案	現 行
<p>第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者（第4号</u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する<u>特定被災共用土地納税義務者（以下この項</u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p>
<p><u>（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u></p>	
<p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p>(4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び末面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>	<p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに</p>

改 正 案	現 行
	<p>るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> 第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> 第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> 第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u> 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改 正 案	現 行		
	第1号	100分の1	100分の0.5
	第2号	100分の2	100分の1
	第3号	100分の3	100分の2
	<p>2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項）</u>において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税<u>_____</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略	略		
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略	略		
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車（以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ</p>		

改 正 案	現 行
<p>ン軽自動車が令和7年4月1日からから令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税<u>に</u>限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（軽自動車税<u>に</u>の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税<u>に</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の</u>額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもので</p>	<p>ン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税<u>の種別割に</u>限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>（軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるもので</p>

改 正 案	現 行
<p>あるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めると</p>	<p>あるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めると</p>

改 正 案	現 行
<p>ころによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>ころによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(3)～(5) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第18条 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第18条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>
<p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</p>	<p>第19条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</p>

改 正 案	現 行
<p>の合計額」とする。 (3)～(5) 略</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u> _____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3</u></p>	<p>の合計額」とする。 (3)～(5) 略</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>及び<u>附則第7条の3の2第1項</u></u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1</u></u></p>

改 正 案	現 行
<p>第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u> _____ の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u> _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の2第4項</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p><u>項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の2第4項</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係るさくら市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係るさくら市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>(法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>9 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(<u>改修特別特定建築物</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号) 附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準 (同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u> 又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>9 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(<u>改修実演芸術公演施設</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 (平成18年国土交通省令第110号) 第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別</p>	<p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p>
<p>(4)～(6) 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p>
<p>11・12 略</p>	<p>11・12 略</p>
<p>13 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>13 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の</p>	<p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の</p>

改 正 案	現 行
<p>規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定</u>の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>16 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定</u>の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p>	<p>規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は<u>附則第15条から第15条の3まで</u>の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>16 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は<u>附則第15条から第15条の3まで</u>の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p>
<p>17 略</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と</u></p>	<p>17 略</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と</u></p>

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
○さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）

(傍線の部分は改正部分)
(4/4)

改 正 案	現 行
する。 19 略	する。 19 略

改 正 案	現 行
<p>3・4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法</p> <p><u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。</u></p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいな</p>	<p>3・4 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいな</p>

改 正 案	現 行
<p>い場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、<u>第9条の7及び第21条第1項において同じ。</u>)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、<u>第9条の7及び第21条第1項において同じ。</u>)以外の世帯 23,500円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> <u>第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> <u>第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> <u>第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u> <u>第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円</u> (2) <u>特定世帯 450円</u> (3) <u>特定継続世帯 675円</u></p> <p>(納期) 第12条 略</p>	<p>い場合に限る。)をいう。次号、第7条の2_____及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2_____及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 23,500円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(納期) 第12条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>第13条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</u></p> <p><u>(普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期)</u></p> <p><u>第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯(以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第1項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第2項の規定に定めるところによる。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、<u> </u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して</p>	<p>2 <u>次条</u>の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) <u>並びに</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して</p>

改 正 案	現 行
<p>得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) <u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円) の合算額とする。</u></p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について 910円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主</u></p>	<p>得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) _____</p> <p>_____ の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>

改 正 案	現 行
<p>を除く。) 1人について 70円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円</p> <p>(イ) 特定世帯 315円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 473円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 650円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円</p> <p>(イ) 特定世帯 225円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 338円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及</p>

改 正 案	現 行
<p>び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 260円</u></p> <p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 90円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 135円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい</u></p>	<p>び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>て次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯</u> 195円</p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯</u> 325円</p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯</u> 520円</p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 650円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額_____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額_____）は、当該所得割額及び被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>附 則 1～11 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」</u></p>	<p>附 則 1～11 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」</p>

改 正 案	現 行
<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>14 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保</p>	<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u> </u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>14 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保</p>

改 正 案	現 行
<p>険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条</p>	<p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条</p>

改 正 案	現 行
<p>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定</p>	<p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定</p>

改 正 案	現 行
<p>の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とある</p>	<p>の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u> </u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とある</p>

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市国民健康保険税条例 (平成17年さくら市条例第65号) (14/14)

改 正 案	現 行
<p>のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>21～23 略</p>	<p>のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>21～23 略</p>

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和5年さくら市条例第28号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項<u> </u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173の4条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u> (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>_____日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、<u>多機能端末機（市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する通信端末機器であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他の必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請する</u>ことができる。ただし、前条第4項の事由が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請について準用する。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条____の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して、<u>多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により_____接続された民間事業者が設置する端末機で_____、証明書等を_____交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u></p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は単純労働職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>第2条第2項各号に掲げる職員とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当</u></p> <p>_____のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は単純労働職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当</u></p> <p>_____を支給することができる。</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする</u> _____。</p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>(4) <u>定年等条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定によ</u></p>

さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年さくら市条例第34号) (2/2)

改 正 案	現 行
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>り期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) <u>地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）</u> （前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、<u>法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定</u></p>	<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項）</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項</u> （前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、<u>法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定</u></p>

改 正 案	現 行
<p>特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。）の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の</p>	<p>特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p>	<p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 _____</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u> <u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 <u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円 _____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さ</p>	<p>2 <u>前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 <u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地 _____ にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さ</p>

改 正 案	現 行
<p>ない。</p> <p>附 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1</p>	<p>ない。</p> <p>附 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1</p>

改 正 案	現 行
<p>項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項）</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u> <u>__</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項__</u> <u>__</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項）</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u> <u>__</u> <u>__</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2～9 略</p>	<p>2～9 略</p>
<p>10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p>	<p>14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
17～25 略	17～25 略
26 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>	
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第17条の2 略	第17条の2 略
2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（ <u>法附則第34条の2第6項</u> に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が <u>法附則第34条の2第12項</u> の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（ <u>法附則第34条の2第5項</u> に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が <u>法附則第34条の2第10項</u> の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3 略	3 略
4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12</u>	

改 正 案	現 行
<p><u>年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」と</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>あるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～9 略</p> <p style="text-align: center;"><u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u></p> <p>10 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>11 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 <u>附則第12項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第12項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～9 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>10 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 <u>附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都</u></p>

改 正 案	現 行
<p>市計画税額」という。)とする。</p> <p>16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第12項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>17 略</p> <p>18 <u>附則第11項及び第13項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第11項及び第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項、第14項及び第15項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第14項から第16項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第16項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p>	<p>市計画税額」という。)とする。</p> <p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>16 略</p> <p>17 <u>附則第10項及び第12項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第10項及び第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項、第13項及び第14項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第13項から第15項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第15項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）（第1条関係）
(1/4)

改 正 案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第2条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第3条の3第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第2項及び第5項、第12条並びに第13条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）</u>）<u>に</u>係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第2条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第3条の3第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第2項及び第5項、第12条並びに第13条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等</p> <p>_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）（第1条関係）
(2/4)

改 正 案	現 行
<p>(事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第38条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上の者に限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第23条 小規模保育事業の区分は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。</p> <p>(職員)</p>	<p>(事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第38条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上の者に限る。） _____であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第23条 小規模保育事業の区分は、小規模保育事業A型、<u>小規模保育事業B型</u> _____及び小規模保育事業C型 _____とする。</p> <p>(職員)</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）（第1条関係） (3/4)

改 正 案	現 行
<p>第25条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第20条から第22条まで及び第24条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第20条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第22条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第44条において準用する次条及び第22条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第21条及び第22条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第24条第1項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同項第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする</p> <p>_____。</p>	<p>第25条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所C型の利用定員は、_____6人以上10人以下とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第20条から第22条まで及び第24条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第20条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第22条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第44条において準用する次条及び第22条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第21条及び第22条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第24条第1項中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同項第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同項第4号中「次号」とあるのは「<u>第44条において準用する第24条第1項第5号</u>」とする。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）（第1条関係）
(4/4)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第2条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第25条第2項各号又は第40条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第25条第2項又は第40条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等（</u> <u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第2条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等</u> <u>が不足していることに</u>鑑み、当分の間、第25条第2項各号又は第40条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第25条第2項又は第40条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（1/17）

改 正 案	現 行
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 第2項に規定する特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 第2項に規定する特定教育・保育施設は、<u>選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第6条 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（3/17）

改 正 案	現 行
<p>属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u></p> <hr/> <p>7, 101円</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u></p> <hr/> <p>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)</p> <p>イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u></p> <hr/> <p>負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び第2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u></p> <hr/> <p>負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育認定子ども</u> 7, 101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども</u></p> <p>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)</p> <p>イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び第2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（4/17）

改 正 案	現 行
<p>(運営規程)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項を規定した規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第5条第2項</u>に規定する<u>選考方法及び同条3項に規定する選考の方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項を規定した規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第5条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p><u>(利用定員の遵守)</u></p>	<p><u>(定員の遵守)</u></p>
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u> _____ に対し、特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u> _____ 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u> _____ の総数が、第3条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項に</p>	<p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> _____ に対し、特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、第3条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項に</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（5/17）

改 正 案	現 行
<p>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と「<u>法第19条第1号</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、<u>同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u> _____ に対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u> _____ 及び当該特定教育・保</p>	<p>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> _____」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、<u>同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> _____ に対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の<u>数</u>及び当該特定教育・保</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（6/17）

改 正 案	現 行
<p>育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u> ____の総数が、第3条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子ども</u> ____の総数」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u> ____の総数」と第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども</u> ____（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、<u>同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども</u> ____（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p>育施設を現に利用している<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第3条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、<u>同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども</u> ____（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。</u></p>
<p>第36条 略</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものと</u></p>	<p>第36条 略</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第38条の規定を踏まえ、</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（8/17）

改 正 案	現 行
<p>保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第42条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>4 <u>前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法 _____ をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考しなければならない。</u></p> <p>5 <u>特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども _____ に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、保育認定子ども _____ に係る特定地域型保育事業の利用について、児童</u></p>	<p>保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 <u>前項に規定する特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考しなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども _____ に対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第41条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども _____ に係る特定地域型保育事業の利用について、児童</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（9/17）

改 正 案	現 行
<p>福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該<u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）</u>により<u>特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号</u>に掲げ</p>	<p>福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育 _____ _____ _____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (10/17)

改 正 案	現 行
<p><u>る小学校就学前子どもに限る。第6項1号</u> <u>_____</u> <u>_____</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p>	<p><u>_____</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設の<u>うち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない</u>。</p>	<p>7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設の<u>うち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）_____</u>であって、市長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない</u>。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>8 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>	<p>8 略</p>
<p>9 略</p>	<p>9 略</p>
<p>10 事業所内保育事業（第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>9 事業所内保育事業（第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>11 略</p>	<p>10 略</p>
<p>12 略</p>	<p>11 略</p>
<p>(利用者負担額等の受領) 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負</p>	<p>(利用者負担額等の受領) 第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者_____</u> <u>_____</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (11/17)

改 正 案	現 行
<p>担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を規定した規程（第49条において準用する第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第38条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p><u>（利用定員の遵守）</u></p> <p>第47条 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u> _____</p>	<p>担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を規定した規程（第49条において準用する第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第38条第2項に規定する選考の方法</u>）を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p><u>（定員の遵守）</u></p> <p>第47条 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u> _____</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例(平成26年さくら市条例第23号)(第2条関係) (12/17)

改 正 案	現 行
<p>__に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第7条から第13条まで(第9条及び第12条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第10条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども____を除外。以下この款において同じ。)」について」と、<u>第13条第1項____</u></p> <p>____中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第49条において準用する第18条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第18条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模</p>	<p>__に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる文書をその完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第7条から第13条まで(第9条及び第12条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第10条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除外。以下この款において同じ。)」について」と、<u>第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第49条において準用する第18条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第18条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える</u></p> <p>____ものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げ</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (13/17)

改 正 案	現 行
<p>保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども</p> <p>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども</p> <p>を含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第51条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第36条第3項、第38条第3項及び第39条第2項を除き、前条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。第51条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第42条第1項を除く。）において同じ。」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</p>	<p>る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項 において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項 を除き、前条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。次条第3項 において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節 において同じ。」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係）（14/17）

改 正 案	現 行
<p><u>にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）</u>」と、</p> <p>「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p><u>第50条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下の条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子ども</u></p>	<p><u>場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、</p> <p>「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者</u></p> <p><u>」</u>とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (15/17)

改 正 案	現 行
<p><u>もの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節(第36条第2項、第28条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第7条から第13条まで(第9条及び第12条を除く。)第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</u></p>	

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (16/17)

改 正 案	現 行
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 <u>特定地域保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども</u> <u>及び特定利用地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第50条第1項</u> <u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</u> <u>を含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども</u> <u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特</u></p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> <u>に対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定利用地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者</u> <u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第23号) (第2条関係) (17/17)

改 正 案	現 行
<p>定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く_____。) に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。</p>	<p>定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども (令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。) に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）

（第1条関係）（1/3）

改 正 案	現 行
<p>(職員) 第25条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>(職員) 第25条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員) 第27条 略</p>	<p>(職員) 第27条 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）

（第1条関係）（2/3）

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u> _____ を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>（職員）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u> _____ を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）

（第1条関係）（3/3）

改 正 案	現 行
<p><u>事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員） 第43条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>附 則 1～9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第25条第3項若しくは第4項若しくは第40条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第25条第2項又は第40条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>（職員） 第43条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附 則 1～9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第25条第3項</u>若しくは第40条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第25条第2項又は第40条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例 (令和6年さくら市条例第26
 号) (第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (令和6年9月4日条例第26号)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。)第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。<u>この場合において、この条例による改正前のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (令和6年9月4日条例第26号)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例____ _____第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定____ _____は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定____ _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年さくら市条例第29号) (第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、<u>児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)</u>に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>製造業その他の規則で定める業種に係る事業の用に供することを目的として建設された建物、物流施設、研究施設、研修施設、事務所等又はこれらに関連する償却資産をいう。</u></p> <p>(2) ホテル等 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産を除く。) をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 事業用施設 企業が市内に設置し、<u>所有し、又は賃借する工場等及びホテル等をいう。</u></p> <p>(5) 新設 <u>市内に事業用施設を有しない企業が市内に事業用施設を設置することをいう。</u></p> <p>(6) 増設 事業規模を拡大する目的で既存の事業用施設の敷地以外の用地を市内に取得し、当該用地に新たに事業用施設を設置すること _____をいう。</p> <p>(7) 常用雇用者 <u>企業が雇用する労働者のうち雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者であるものをいう。</u></p> <p>(8) 指定区域 市域のうち次のいずれかに該当する区域をいう。 ア <u>都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域</u> イ <u>国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項の規定により市が定める計画において、工業用地の形成等を図る地域とされたもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>物品の製造、加工、工作又は修理</u> _____の用に供することを目的として建設された建物、物流施設、研究施設、研修施設、事務所等又はこれらに関連する償却資産をいう。</p> <p>(2) ホテル等 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産を除く。) をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 事業用施設 企業が市内に設置し、<u>又は所有する</u> _____工場等及びホテル等をいう。</p> <p>(5) 新設 <u>事業用施設を新設する場合</u> _____をいう。</p> <p>(6) 増設 事業規模を拡大する目的で既存の<u>事業用施設と同一業種の</u> _____事業用施設を設置し、又は当該事業用施設の敷地内若しくはこれに隣接して事業用施設を増設する場合をいう。</p> <p>(7) 常用雇用者 <u>雇用保険法</u> _____ (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者 _____をいう。</p> <p>(8) 営業開始 <u>新設若しくは増設した事業用施設が稼働することによって初めて物を製造若しくは加工し、その製品を供給し又は営業サービスを提供し得るに至った状態をいう。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(9) 投下固定資産総額 新設又は増設のための固定資産 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条に規定する固定資産をいう。) の取得に要した経費の総額をいう。 (奨励措置)</p> <p>第 3 条 市長は、 _____ _____ _____ 新設若しくは増設を行い、又は行おうとする企業に対して、次に掲げる奨励措置を講じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業用施設に資する用地、建物その他の施設の 斡旋</p> <p>2 略 (交付要件等)</p> <p>第 4 条 奨励金の交付要件、交付期間、交付金額等は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げるとおりとする。</p> <p>(指定の継承)</p> <p>第 6 条 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業者が当該事業用施設を他の企業に継承し、かつ、当該指定に係る奨励金の交付期間内である場合は、当該継承された企業 (以下「継承人」という。) は、当該指定事業者が受けていた奨励措置を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により、奨励措置を受けようとする継承人は、あらかじめ市長に申請しなければならない。 (担保の禁止)</p> <p>第 7 条 指定事業者 (継承人を含む。以下同じ。) は、</p>	<p>(9) 市の指定する区域 市内の都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内の工業専用地域、準工業地域、工業地域及び国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項の規定により定められたさくら市土地利用調整基本計画における工業誘導ゾーンをいう。</p> <p>(10) 投下固定資産総額 新設又は増設に要した固定資産 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条に規定するもの) をいう。) の取得額の合計額 _____ をいう。 (奨励措置)</p> <p>第 3 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するため事業用施設の用に供する土地 (以下「用地」という。) を取得若しくは賃借し、又は新設若しくは増設を行う _____ 企業に対して、次に掲げる奨励措置を講じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 用地又は _____ 建物その他の施設の 斡旋</p> <p>2 略 (奨励措置基準)</p> <p>第 4 条 奨励金の交付要件、交付期間及び交付金額等は、別表 _____ に掲げるとおりとする。</p> <p>(指定の継承)</p> <p>第 6 条 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業者 (前条第 2 項の指定事業者をいう。以下同じ。) からその事業用施設を継承した _____ 場合は、当該継承した企業が被指定事業者として _____、当該指定事業者が受けていた奨励措置を受けることができる。</p> <p>(担保の禁止)</p> <p>第 7 条 指定事業者 _____ は、</p>

改 正 案	現 行																				
<p>この条例に基づく権利を担保にしてはならない。 (指定の取消し)</p> <p>第 8 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>別表第 1 から別表第 4 までに掲げる交付要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>当該事業用施設での事業を休止し、又は</u> _____ <u>廃止したと認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>第 5 条第 1 項又は第 6 条第 2 項の規定による申請に際し、虚偽の事実があったとき。</u></p> <p>(4) 略 (報告及び立入調査)</p> <p>第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し、<u>事業の状況等に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は当該事業用施設の立入調査</u>をすることができる。 (企業誘致委員会)</p> <p>第 10 条 企業誘致に関する総合的計画、奨励措置の内容、<u>第 5 条第 2 項の規定による指定事業者の指定、第 8 条の規定による指定の取消し</u>その他重要な事項を審議するため、さくら市企業誘致委員会を置く。</p> <p>別表第 1 (第 4 条、第 8 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>工場等立地奨励金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区域</th> <th style="width: 20%;">交付要件</th> <th style="width: 15%;">奨励金額</th> <th style="width: 10%;">交付期間</th> <th style="width: 10%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">指定区域</td> <td> <u>1 工場等</u>を新設又は増設していること。 <u>2 1 の新設又は増設のための投下固定資産総額が 5,000 万</u> </td> <td style="vertical-align: top;">当該事業用施設 (用地を含む。) に係る固定資産税額及び都市</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">3 年</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">交付期間全体で 3 億円</td> </tr> </tbody> </table>	区域	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	指定区域	<u>1 工場等</u> を新設又は増設していること。 <u>2 1 の新設又は増設のための投下固定資産総額が 5,000 万</u>	当該事業用施設 (用地を含む。) に係る固定資産税額及び都市	3 年	交付期間全体で 3 億円	<p>この条例に基づく権利を担保にしてはならない。 (指定の取消し)</p> <p>第 8 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>別表</u> _____ <u>に掲げる交付要件を満たさない</u> _____ <u>とき。</u></p> <p>(2) <u>事業を休止し、若しくは廃止したとき又は休止し、若しくは廃止したと認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>申請に際し</u> _____ <u>虚偽の事実があったとき。</u></p> <p>(4) 略 (報告及び立入調査)</p> <p>第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し、<u>報告及び</u> _____ <u>資料の提出を求め、当該事業用施設</u> _____ <u>の立入調査</u>をすることができる。 (企業誘致委員会)</p> <p>第 10 条 企業誘致に関する総合的計画、奨励措置の内容、<u>第 6 条</u> _____ <u>に規定する指定事業者の指定、第 9 条に規定する</u> <u>指定の取消し</u>その他重要な事項を審議するため、さくら市企業誘致委員会を置く。</p> <p>別表 (第 4 条、第 8 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>工場等立地奨励金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">交付要件</th> <th style="width: 15%;">奨励金額</th> <th style="width: 10%;">交付期間</th> <th style="width: 10%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市の指定する区域</td> <td> <u>・投下固定資産総額 5,000 万円以上</u> <u>・用地取得後 5 年以内の営業開始</u> <u>・固定資産税の完納</u> <u>・常用雇用者 5</u> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">〔固定資産税・都市計画税〕 相当額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 年</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 指定事業者各年 — 上 限なし</td> </tr> </tbody> </table>		交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	市の指定する区域	<u>・投下固定資産総額 5,000 万円以上</u> <u>・用地取得後 5 年以内の営業開始</u> <u>・固定資産税の完納</u> <u>・常用雇用者 5</u>	〔固定資産税・都市計画税〕 相当額	5 年	1 指定事業者各年 — 上 限なし
区域	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																	
指定区域	<u>1 工場等</u> を新設又は増設していること。 <u>2 1 の新設又は増設のための投下固定資産総額が 5,000 万</u>	当該事業用施設 (用地を含む。) に係る固定資産税額及び都市	3 年	交付期間全体で 3 億円																	
	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																	
市の指定する区域	<u>・投下固定資産総額 5,000 万円以上</u> <u>・用地取得後 5 年以内の営業開始</u> <u>・固定資産税の完納</u> <u>・常用雇用者 5</u>	〔固定資産税・都市計画税〕 相当額	5 年	1 指定事業者各年 — 上 限なし																	

改 正 案				現 行					
	<p>円以上であること。</p> <p>3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。</p> <p>4 市税を完納していること。</p> <p>5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。</p>	<p>計画税額を合算した額</p>				<p>人以上</p> <p>・投下固定資産総額5,000万円以上</p> <p>・用地取得後5年以内の営業開始</p> <p>・固定資産税の完納</p> <p>・常用雇用者5人以内</p>	<p>〔固定資産税・都市計画税〕の1/2</p>	<p>5年</p>	<p>1 指定事業者各年1億円</p>
				備考	<p>1 交付要件のうち用地取得後5年以内の営業開始については、増設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。</p> <p>2 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ホテル等立地奨励金</p>				
指定区域以外の市域	指定区域と同じ。	当該事業用施設(用地を含む。)に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額の2分の1の額	3年	交付期間内全体で1億円	区域の別なし	<p>・投下固定資産総額5,000万円以上</p> <p>・用地取得後5年以内の営業開始</p> <p>・固定資産税の完納</p> <p>・常用雇用者5人以上</p> <p>・次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる要件</p> <p>(1) 新設す</p>	〔固定資産税・都市計画税〕相当額	5年	1 指定事業者各年上限なし
備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合									

改 正 案				現 行																		
<p>は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表第 2 (第 4 条、第 8 条関係)</p> <p>ホテル等立地奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ホテル等の新設又は増設していること。</td> <td rowspan="7">当該事業用施設(用地を含む。)に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額</td> <td rowspan="7">3年</td> <td rowspan="7">なし</td> </tr> <tr> <td>2 1の新設又は増設のための投下固定資産総額が5,000万円以上であること。</td> </tr> <tr> <td>3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。</td> </tr> <tr> <td>4 市税を完納していること。</td> </tr> <tr> <td>5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。</td> </tr> <tr> <td>6 1が新設の場合は、当該事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上であること。</td> </tr> <tr> <td>7 2が増設の場合は、客室が10室以上の事業用施設の設置であり、かつ、増設後の当該企業の事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上で</td> </tr> </tbody> </table>				交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	1 ホテル等の新設又は増設していること。	当該事業用施設(用地を含む。)に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額	3年	なし	2 1の新設又は増設のための投下固定資産総額が5,000万円以上であること。	3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。	4 市税を完納していること。	5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。	6 1が新設の場合は、当該事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上であること。	7 2が増設の場合は、客室が10室以上の事業用施設の設置であり、かつ、増設後の当該企業の事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上で	区域の別なし	<p>る場合</p> <p>客室30室以上又は収容人員100人以上であること。</p> <p>(2) 増設する場合</p> <p>客室を10室以上増設し、かつ、増設後は客室30室以上又は収容人員100人以上であること</p>	[固定資産税・都市計画税]相当額	5年	1 指定事業者各年上限なし
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																			
1 ホテル等の新設又は増設していること。	当該事業用施設(用地を含む。)に係る固定資産税額及び都市計画税額を合算した額	3年	なし																			
2 1の新設又は増設のための投下固定資産総額が5,000万円以上であること。																						
3 1の新設又は増設のための用地の取得後5年以内に当該事業用施設で営業を開始していること。																						
4 市税を完納していること。																						
5 当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。																						
6 1が新設の場合は、当該事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上であること。																						
7 2が増設の場合は、客室が10室以上の事業用施設の設置であり、かつ、増設後の当該企業の事業用施設は、客室が30室以上又は収容人員が100人以上で																						
				備考																		
				1 交付要件のうち用地取得後5年以内の営業開始については、増設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。																		
				2 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。																		
				用地取得奨励金																		
				区域の別なし	<p>・工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。</p>	用地の購入価額に100分の10を乗じた	1年	1 指定事業者1,000万円(割賦に														

改 正 案				現 行																													
<p><u>あること。</u></p> <p>備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表第3 (第4条、第8条関係)</p> <p>用地取得奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工場等立地奨励金 (新設に限る。) 又はホテル等立地奨励金 (新設に限る。) のいずれかの交付要件を満たしていること。</td> <td rowspan="3">用地の購入額 (割賦で取得する場合は、利息相当額は含まない。) の10分の1の額</td> <td rowspan="3">1年</td> <td rowspan="3">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>2 当該新設のために1,000㎡以上の用地を取得していること。</td> </tr> <tr> <td>3 取得した用地の代金 (割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金) の支払が完了していること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表第4 (第4条、第8条関係)</p> <p>賃借型工場等設置奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 用地又は既存の工場等 (以下「用地等」という。) を賃借することで工場等の新設又は増設して</td> <td>用地等の賃借額の10分</td> <td>3年</td> <td>交付期間全体で1,000</td> </tr> </tbody> </table>				交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	1 工場等立地奨励金 (新設に限る。) 又はホテル等立地奨励金 (新設に限る。) のいずれかの交付要件を満たしていること。	用地の購入額 (割賦で取得する場合は、利息相当額は含まない。) の10分の1の額	1年	1,000万円	2 当該新設のために1,000㎡以上の用地を取得していること。	3 取得した用地の代金 (割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金) の支払が完了していること。	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	1 用地又は既存の工場等 (以下「用地等」という。) を賃借することで工場等の新設又は増設して	用地等の賃借額の10分	3年	交付期間全体で1,000	<p>・1,000㎡以上の用地を取得していること。</p> <p>・用地代金 (割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金) の支払が完了していること。</p> <p>・用地取得後5年以内の営業開始</p> <p>・固定資産税の完納</p> <p>金額</p> <p>より取得する場合は、利息相当額を除く。</p> <p>備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>賃借型工場等設置奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・用地 (工場等の用に供する土地に限る。以下同じ。) 又は工場等を賃借し、工場等を操業した者で、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該賃借する面</td> <td>年間賃借額に100分の10を乗じた金額</td> <td>5年</td> <td>1 指定事業者 1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>区域の別なし</p>				交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	・用地 (工場等の用に供する土地に限る。以下同じ。) 又は工場等を賃借し、工場等を操業した者で、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該賃借する面	年間賃借額に100分の10を乗じた金額	5年	1 指定事業者 1,000万円
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																														
1 工場等立地奨励金 (新設に限る。) 又はホテル等立地奨励金 (新設に限る。) のいずれかの交付要件を満たしていること。	用地の購入額 (割賦で取得する場合は、利息相当額は含まない。) の10分の1の額	1年	1,000万円																														
2 当該新設のために1,000㎡以上の用地を取得していること。																																	
3 取得した用地の代金 (割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金) の支払が完了していること。																																	
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																														
1 用地又は既存の工場等 (以下「用地等」という。) を賃借することで工場等の新設又は増設して	用地等の賃借額の10分	3年	交付期間全体で1,000																														
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																														
・用地 (工場等の用に供する土地に限る。以下同じ。) 又は工場等を賃借し、工場等を操業した者で、次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 当該賃借する面	年間賃借額に100分の10を乗じた金額	5年	1 指定事業者 1,000万円																														

改 正 案				現 行			
<p><u>いること。</u></p> <p>2 <u>1の新設又は増設のために用地を賃借した場合は、当該用地の面積が3,000㎡以上で、既存の工場等を賃借した場合は、当該工場等の敷地面積が1,000㎡以上であること。</u></p> <p>3 <u>1の新設又は増設のための用地等の賃借の開始後2年以内に当該用地等を活用した事業用施設で営業を開始していること。</u></p> <p>4 <u>市税を完納していること。</u></p> <p>5 <u>当該事業用施設での常用雇用者が5人以上であること。</u></p> <p>6 <u>用地等の賃借の相手方との関係が次の各号のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>会社法 (平成17年法律第86号)で規定する親会社等又は子会社等でないこと。</u></p> <p>(2) <u>資本提携をしていないこと。</u></p>	<p><u>の1の額</u></p>		<p><u>万円</u></p>				
<p>備考 <u>奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p>				<p>備考 <u>積が用地にあつては3,000㎡以上、工場等にあつては1,000㎡以上であること。</u></p> <p>(2) <u>常用雇用者5人以上</u></p> <p>(3) <u>操業を開始する日が賃借した日から2年以内であること。</u></p> <p>(4) <u>親会社、子会社、関連会社等相互の間での賃借でないこと。</u></p> <p>(5) <u>賃貸する者と賃借する者が資本提携をしていないこと。</u></p> <p>備考 <u>奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p>			

改 正 案					現 行				
別表第1 (第24条関係)					別表第1 (第24条関係)				
種別	料金口径	基本水量	基本料金	超過料金 1 m ³ 当たり	種別	料金口径	基本水量	基本料金	超過料金 1 m ³ 当たり
専用給 水装置	13mm	10m ³	<u>1,859円</u>	217円80 銭	専用給 水装置	13mm	10m ³	<u>1,408円</u>	179円30 銭
	20mm		<u>2,365円</u>			<u>1,793円</u>			
	25mm		<u>3,564円</u>			<u>2,563円</u>			
	30mm		<u>6,831円</u>			<u>4,752円</u>			
	40mm		<u>10,274円</u>			<u>6,413円</u>			
	50mm		<u>26,840円</u>			<u>17,963円</u>			
	75mm		<u>39,985円</u>			<u>27,720円</u>			
	100mm		<u>100,837円</u>			<u>64,163円</u>			
	150mm		<u>235,939円</u>			<u>154,000円</u>			